

保護者の皆様

千葉市立星久喜中学校長

気象警報発表時の登校について（お願い）

保護者の皆様には、日頃より本校の教育活動にご理解とご協力を賜り、お礼申し上げます。

さて、千葉市立学校では、気象警報発表時においては、臨時休業またはその他の非常措置を行っております。

つきましては、本校においても、下記のとおりとしますので、ご理解とご協力をお願いします。

記

1 『暴風警報』や『暴風雪警報』及び大雨、暴風、暴風雪、大雪の『特別警報』発表時における措置

午前7時の時点で、千葉市に『暴風警報』や『暴風雪警報』あるいは、大雨、暴風、暴風雪、大雪の『特別警報』が継続中の場合、その日は「臨時休業」とします。

- (1) 午前7時までに『暴風警報』や『暴風雪警報』あるいは、大雨、暴風、暴風雪、大雪等の『特別警報』が解除になった場合は、臨時休業ではありません。気象の状況を確認し、無理のないように登校させてください。
- (2) 「臨時休業」となった日の給食は休止となります。非常変災による給食休止の場合は給食費の返金はできません。
- (3) 登校後に『暴風警報』等が発表された場合は、下校時刻を変更して下校させる場合があります。

2 『避難指示』発令時における措置

- (1) 午前7時の時点で、千葉市に『避難指示』が継続中の場合、対象地域内に学区が含まれる場合は、「臨時休業」とします。
※その場合は、学校から学校・家庭間連絡システム「すぐーる」等で連絡します。
- (2) 午前7時までに『避難指示』が解除になった場合は、臨時休業ではありません。気象の状況を確認し、無理のないように登校させてください。

3 『暴風警報』『暴風雪警報』以外的大雨・大雪等の警報発表時における措置

保護者の判断で登校させてください。保護者の判断で登校を見合わせた場合は、欠席や遅刻とはなりません。

4 子どもたちの安全確保のために

大雨・暴風・大雪等の非常変災、その他の緊急事態の時には、ご家庭でも次の点についてご協力ください。

- (1) 大雨・暴風・大雪等の非常変災時の登校には、思わぬ危険があります。危険箇所や持ち物について配慮していただくとともに、無理して登校させないようにしてください。
- (2) 警報・注意報が解除され、風や雨がおさまった後でも、通学路に危険がないかどうかを確認して登校させてください。
- (3) 大雨・暴風・大雪等の際に、遅刻・早退する場合には、学校（学級担任）に必ず連絡してください。

※ この文書は、よく読み、大切に保管してください。